

### 支払方法・受取人住所届

①事業所番号  
 -  -

②金融機関名称  店舗名称

③口座の種類  ④金融機関コード  店舗コード  口座番号   
 1: 普通 5: 通知  
 2: 当座 6: 別段

⑤支払方法   
 1: 振込  
 2: 送金

⑥口座名義（漢字）

⑦口座名義（カナ）

⑧受取人郵便番号  
 -

⑨受取人住所

上記のとおり届け出ます。 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 労働局長 殿 ( <input type="text"/> 公共職業安定所長 )  ※申請者が代理人の場合、右上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に代理人の住所、名称及び氏名を記入してください。 申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。	事業主	住所	<input type="text"/>
		TEL	<input type="text"/>
		名称	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>	
	代理人 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の提示)	住所	<input type="text"/>
		TEL	<input type="text"/>
名称		<input type="text"/>	
氏名	<input type="text"/>		

※決裁欄	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当
		所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当

## 注 意

- 1 この届は、各雇用関係助成金の支給申請書を提出する際にあわせて提出してください。
- 2 この届出を行った以後に各雇用関係助成金の支給申請書を提出する場合、この届を再度提出する必要はありません。再度の提出を省略した場合、引き続き、以前の届により届け出られた振込口座に支給額が振り込まれることとなります。振込口座など記載内容に変更がある場合には、改めてこの届を提出してください。
- 3 記載に当たって、
  - (1) 太枠で囲んだ部分（①～⑨欄）及び申請者欄のみ記載し、※欄は記載しないでください。
  - (2) ①、③、④、⑤、⑧欄は半角数字で入力してください。
  - (3) ③欄に1又は2を記載した場合、④欄にこれに係る金融機関コード・店舗コード・口座番号を記載してください。  
なお、インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込口座が登録できません。詳細は以下ホームページでご確認ください。  
(※) 日本銀行ホームページ「国庫金・国債の窓口」の「国庫金の振込先金融機関・送金先金融機関」  
<https://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm/>
  - (4) ②欄でゆうちょ銀行を記入した場合は、④欄はゆうちょ銀行の記号番号を振込用に変換した店舗コード・口座番号を記載してください。
  - (5) ⑥欄及び⑦欄は、②欄、③欄及び④欄で記載したものの口座名義をそれぞれ記載してください。  
記載する口座は、申請人が法人である場合は、法人名義の口座を記載してください。代表者個人の口座を記載することはできません。
- 4 この届の提出時に、原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類を添付してください。